

地域就労支援事業における事業所内体験実習実施要綱

(目的)

第1条 地域就労支援事業における事業所内体験実習は、地域就労支援センターの相談者(以下「相談者」という。)の就労意欲、体力、生活習慣、その他就労遂行していくために必要な能力等について、地域就労支援センター及び相談者の双方が確認することを目的とする。

(対象者)

第2条 地域就労支援事業における事業所内体験実習(以下「事業所内体験実習」という。)の対象者は、地域就労支援センターにおいて就労支援している相談者とする。

(実習決定手続)

第3条 事業所内体験実習は、対象者の申込みに基づき、地域就労支援センターの当該対象者に対する支援方針を踏まえて、市民協働部くらし支援課長(以下「くらし支援課長」という。)が決定する。

2 申込者は、前項の申込みに当たっては、事業所内体験実習の実施に必要な範囲において、地域就労支援センターが保有する当該申込者に係る個人情報について、事業所内体験実習を実施する事業所(以下「体験実習実施事業所」という。)に提供されることに同意しなければならない。

(体験実習内容)

第4条 事業所内体験実習における実習内容は、体験実習実施事業所における通常業務(体験実習実施事業所が指示する業務をいう。)とする。

(体験実習期間等)

第5条 事業所内体験実習における実習期間は、原則として1週間を基本とし、その間の実習日数は、3日から5日の範囲で、地域就労支援センター及び体験実習実施事業所の協議により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず地域就労支援センターは、体験実習実施事業所との協議により1週間を超える期間について実習期間を決定することができるものとし、この場合における実習日数についても別に定めることができるものとする。

3 1日当たりの実習時間は、相談者に対する支援方針に基づき3時間から8時間の間で決定するものとする。

4 地域就労支援センターは、前3項に規定する実習期間及び1日当たりの実習時間の決定に当たっては、相談者の同意を事前に得るものとする。

(事前面談)

第6条 特段の事情がある場合を除いて、体験実習の実施前に、地域就労支援センター、体験実習実施事業所及び体験実習を行う相談者(以下「体験実習者」という。)は、三者面談を行い、体験実習の内容、体験実習期間その他当該体験実習の実施において必要な事項を相互に確認することとする。

(体験実習者に対する報酬)

第7条 体験実習者に対する報酬は、無報酬とする。

(事業所に対する謝礼金)

第8条 地域就労支援センターは、事業所内体験実習の実施に当たっては、予算の範囲内で、

体験実習実施事業所に対して謝礼金を支払うことができる。

2 前項の謝礼金の額は、1人の体験実習者当たり20,000円とする。ただし、体験実習の内容、期間等を勘案してくらし支援課長がこれによらず別に決定できるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第9条 地域就労支援センターは、第3条第2項に規定する同意に基づき体験実習実施事業所に対して、適切に事業所内体験実習を実施するため、当該体験実習実施事業所に当該申込者に係る個人情報を提供することができる。この場合において地域就労支援センターは、当該事業所に対して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）の適用について十分に説明を行わなければならない。

2 前項の個人情報の提供並びに個人情報の保護に関する法律及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の説明は、書面により行うものとする。

(確認書の交付)

第10条 事業所内体験実習の実施に当たっては、地域就労支援センター及び体験実習実施事業所は、確認書を作成し交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業所内体験実習の実施に必要な事項は、くらし支援課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。